

取引力強化推進事業の実施組合を募集！

本事業では、組合事業の活性化や取引力を強化する取組みに対して補助を行います。

- ・ 組合ホームページやチラシ等の作成（共同事業活性化）
- ・ 組合ブランド商品のホームページやチラシ等の作成（受注促進）
- ・ ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討や作成（ブランド構築）

※ 個別の案件については電話にてお問合せください。

◆補助事業の趣旨

組合員である中小企業・小規模事業者の取引力の強化促進を図るため、組合の共同事業の活性化や受注拡大等を目指した事業を支援するものです。

◆補助対象者

原則として、組合員の2分の1以上が常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の会社および個人小企業者で構成されている事業協同組合・協同組合連合会・企業組合・商工組合・商店街振興組合

◆補助金額

1 組合当たりの補助金額（税抜）は50万円を上限（下限額は10万円）とし、補助対象経費総額の2/3を助成。（例：総額27万円の事業 → 補助18万円・組合負担9万円）

〈対象経費科目〉

補助事業に関する委員会経費（謝金・旅費・会場借料・会議費・通信運搬費・雑役務費）
補助事業の成果物を制作する経費（印刷費・委託費）

〈活用イメージ〉

- ・ 消費者からの直接受注を目指したチラシ作成
- ・ 新たな消費者を開拓するためのホームページ制作
- ・ 新商品のロゴマークや商品パッケージデザイン制作
- ・ 業界の知名度向上、受注拡大を目指したチラシ作成
- ・ 組合の取り組みなど情報量を増やすためのホームページ改修
- ・ 新規顧客の獲得を目指したチラシの作成 など



◆詳細および申し込み

中央会ホームページに掲載している公募要領および申込み様式をご参照ください。

◆応募書類提出期間

令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで

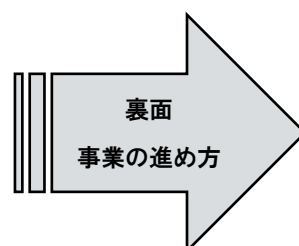
本事業に関するお問合わせ

〒520-0806

大津市打出浜2番1号（コラボしが21 5階）

滋賀県中小企業団体中央会 指導課 望月

TEL 077-511-1430 FAX 077-502-0111



補助事業の進め方について（参考）

1. 公募期間内に応募書類を提出 <組合 → 中央会>

- ・取引力強化推進事業への応募について（正1部・副1部）
- ・定款 ・直近年度の事業報告書および決算関係書類
- ・当該事業年度の事業計画書および収支予算書 ・組合員名簿



2. 審査委員会による審査を経て実施組合および補助金額決定 <中央会 → 組合>

- ・選考結果について（補助金交付申請書提出依頼）



3. 補助金交付申請書の提出（審査後に補助金申請書を提出いただきます） <組合 → 中央会>

- ・取引力強化推進事業補助金交付申請書
- ・役員名簿



4. 補助金額確定 <中央会 → 組合>

- ・補助金交付決定通知書（交付決定通知の日付より事業を開始いただけます）



5. 実績報告 <組合 → 中央会>

- ・補助事業実績報告書（R7年1月31日までに事業をすべて完了し、2月5日までに報告）
- ・委員会開催通知 ・委員会開催要綱 ・委員会議事録 ・会議資料
- ・委員就任承諾書 ・成果物（チラシ等）
- ・委託契約書 ※委託した場合（チラシやホームページのデザインは委託費より）
- ・支出が分かる書類（見積、請求、金融機関振込金受取書等）etc…



6. 確定通知 <中央会 → 組合>

- ・補助金額確定通知書



7. 補助金請求 <組合 → 中央会>

- ・補助金清算払請求書



8. 補助金振込 <中央会 → 組合>

- ・組合の指定口座へ補助金を振込み

<主な留意事項>

- * 補助事業においては委員会を設置し、委員の「就任承諾書」をご用意ください。（人数は自由）
- * 委員会を開催するに当たっては開催通知、委員会当日の開催要領、議事録を作成ください。
- * ホームページ作成のデザインは委託費より支出し、「委託契約書」を取り交わしてください。
- * 10万円以上の発注は、2社以上の相見積もりを手配してください。
- * 経費の支払方法は、必ず金融機関への振込にて行ってください。
- ★ その他の留意事項については、「取引力強化推進事業公募要領」をご参照ください。